

第4期（平成21～23年度）の保険料が決定しました

介護保険料は、3年を1期としてその間に利用される介護サービスの見込量等に応じて算定します。今回、平成21～23年度までの65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料が、下記のように決定しました。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

65歳以上を人の保険料は、市が介護保険サービスに必要な費用などから算出した「基準額」をもとに、所得段階別に決定します。

$$\text{基準額 月額 4,600 円} = \frac{\text{鹿屋市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{鹿屋市の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ か月}$$

● 65歳以上を人の所得段階別保険料（平成21年度～平成23年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額（年額）
第1段階	○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ○生活保護受給者	0.50	2,300円（27,600円）
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.50	2,300円（27,600円）
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	0.75	3,450円（41,400円）
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる人	1.00 (基準額)	4,600円（55,200円）
第5段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の人	1.25	5,750円（69,000円）
第6段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の人	1.50	6,900円（82,800円）

※平成21年度の保険料額については、7月中旬に決定通知書を送付しますので、ご確認ください。

今回の介護保険料改定のポイント!!

○ 税制改正による激変緩和措置が終了しました

税制改正の影響を受け、所得段階が大きく変動する人に対して、急激な負担増とならないよう、平成18年度から3か年にわたり、段階的に介護保険料の減額を実施していましたが、その措置が平成20年度で終了しました。

○ 介護報酬改定（プラス3%）に伴う介護保険料上昇分が軽減されます

介護報酬改定により介護給付費用が増加し、介護保険料の上昇が見込まれます。そこで、国は、臨時特例交付金で、平成21・22年度の介護保険料の軽減措置を行いました。

市では、この交付金を第4期介護保険事業計画期間中（平成21～23年度）の各年度に均等に充当し、保険料を一定にしました。

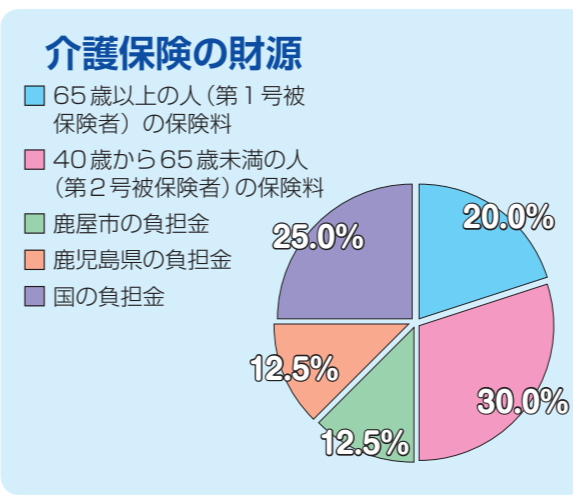
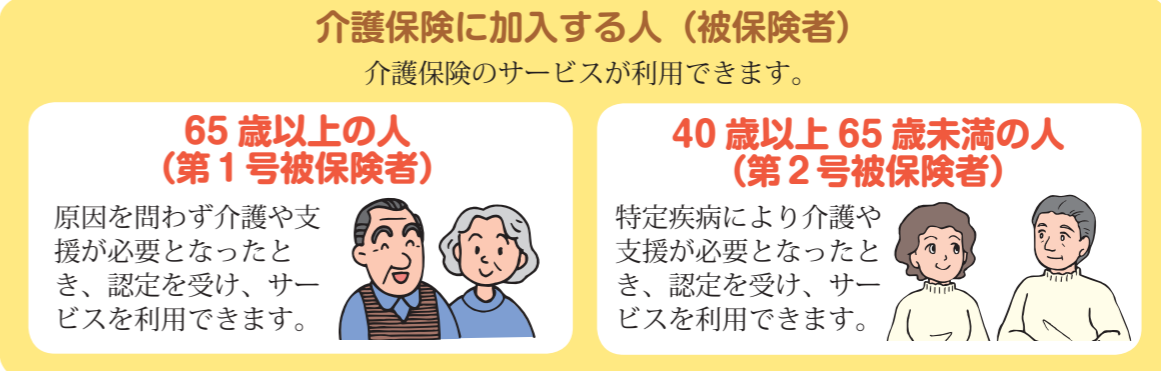
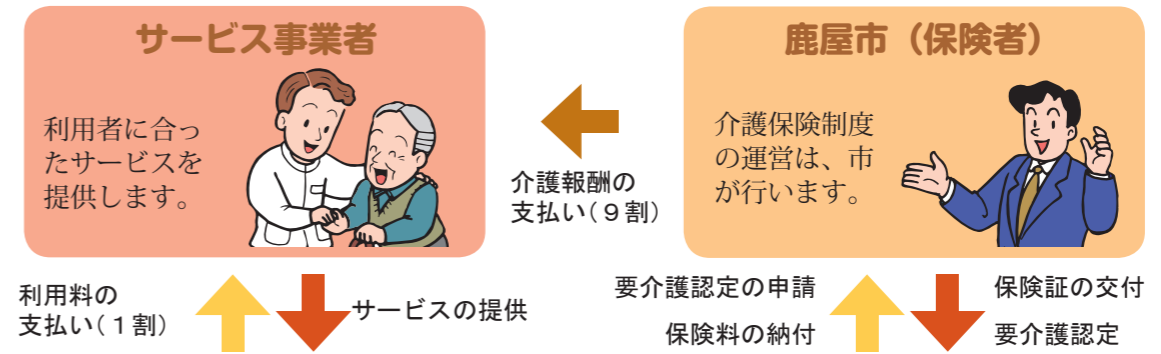
40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料

加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の介護保険分の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料とあわせて納めていただきます。詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。

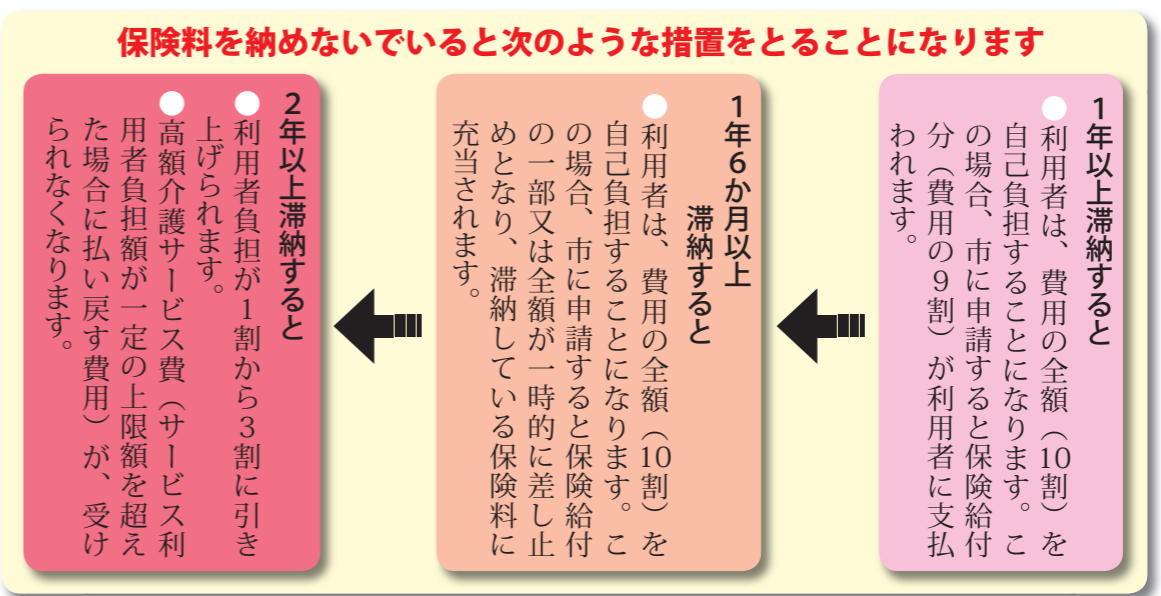
※各医療保険者が徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから市に交付されています。



介護保険制度のしくみ



皆さんに納めていただく保険料は大切な財源です。介護保険制度の財源は、公費が50%で、残りの50%は40歳以上の人が納める保険料でまかなわれています。65歳以上の人の保険料で20%、40歳～65歳未満の人の保険料で30%となっています。これからも分かるように皆さんの保険料で介護保険制度は運営されています。万が一介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



みんなが支え合う介護保険制度

介護保険制度は皆さんで支えあう制度です。40歳以上の皆さんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となります。今回は、介護保険制度のしくみと新たに決定した介護保険料についてお知らせします。

【問い合わせ】 市高齢福祉課 ☎0994-43-2111 内線3189